

第3回 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議録

1 日 時

令和8年1月30日(金) 13時30分から14時30分

2 場 所

丸亀市消防本部5階大会議室

3 出席者

会長	丸亀市長	松永 恭二
会長の職務代理人	善通寺市長	辻村 修
委員(代理)	多度津町副町長	岡部 登
識見者	香川県危機管理総局長	石川 恵市
〃	中讃広域行政事務組合事務局長	井上 孝敏

4 開会

「定刻が参りましたので、ただいまから第3回丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、丸亀市消防長の宮脇でございます。よろしく願いいたします。

初めにお断りをいたしておきます。本日の会議は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱に基づき、公開で行うこととしておりますが、傍聴者はございません。

次に、本日の出席者につきましては、丸尾 多度津町長様が急遽、公務のため欠席され、副町長の岡部 登 様が代理出席することになりました。

また、識見者として、香川県からは危機管理総局長 石川様、中讃広域行政事務組合から事務局長 井上様のご臨席をいただいております。よろしく願いします。

まず、開催に先立ちまして、松永会長よりご挨拶をお願いいたします。」

5 会長挨拶 松永丸亀市長

「丸亀市長の松永 恭二でございます。

本協議会の会長として、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第3回丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会の開催にあたり、ご多忙、お寒い中、香川県危機管理総局長 石川様、中讃広域行政事務組合から事務局長 井上様をはじめ関係者の皆様にお集まりいただき厚く感謝申し上げます。

さて、昨年4月に協議会が発足しまして、3回目の協議会となりますが、委員や識見者など関係者の皆様には、消防の現状や今後の在り方など精力的にご議論いただき、誠にありがとうございます。

本日の協議会では、いよいよ、任用・人事、職員定数などについて議論するなど、非常に大事な局面を迎えております。消防力の強化及び住民サービスの向上に向けて、忌たんのないご意見を賜りますよう、お願い申し上げ、以上、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。」

6 議題及び協議結果

(1) 報告第4号「広域化スケジュール」について

広域化のスケジュールについては、第2回目の広域化協議会において、修正し承認をいただいたが、数点、修正するところが生じたため、主なところの説明を行う。

1つ目は、議会の項目で、令和9年3月に2市1町の議会において 消防広域化協議会解散及び消防通信指令事務協議会解散の議決を得た後に、香川県知事へ廃止届提出することを追加した。

2つ目は、協議会の項目で、第3回協議会については11月の開催を本日の令和8年1月開催に変更した。

3つ目は、幹事会について、第2回を11月だったところを12月に書面会議とした。以上、3点を報告した。

(2) 協議第14号「任用・人事等」について、

広域化時の任用方法として、2つの方法があり、地方自治法第252条の17に基づき、各市町から一部事務組合に消防職員を派遣する方式と、各市町を退職し一部事務組合の職員として新たに任用する方式になる。

今回の消防広域化については、各市町の消防事務の全てが新組織に移管されるため、それぞれの市町の職員として恒久的な身分を保有する必要性がなくなることから、新組織の職員として全職員を新たに任用するものと考えている。また、身分の切り替えになるため、職員の様々な不安を解消するためにも、諸条件をしっかり説明し不安解消に努めていく。

加えて、身分の切り替えの時期について、広域化前日にそれぞれの市町を退職して、広域化当日に新組織の職員として任用する。

資料の5ページが消防広域化の先行事例になっており、多くの消防組合で今回と同様の取扱いである。

以上のことから資料3ページのとおり、「2市1町の消防職員は、一旦退職手続きのうえ、広域化後の職員として任用する。身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、心情に十分配慮し各職員には、事前に諸条件を

明示しておく。

なお、辞令の交付については、退職時には各市町の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(3) 協議第15号「職員定数」について

現状の広域化時の人員見込みは、丸亀消防が122名、善通寺消防が48名、多度津消防が43名の計と213名になっている。

広域化後の体制において、200人を超える消防本部の多くでは、多種多様な災害に対応するため、専門部隊を設置している状況であり、広域化後、中讃広域消防局においても新たな専門部隊を設ける予定である。

1つ目は、建物倒壊、交通事故など高度な救助技術が必要な現場に24時間体制で出場する専門部隊である「特別救助隊」を新たに創設する。

2つ目は、4署1分署から集結した部隊を指揮統制するための「指揮隊」を創設し、火災や救助、救急など、2市1町の全ての災害現場に24時間体制で出動し、現場の指揮・統制を担当する。

3つ目は、119番を受け、必要な部隊を出動させる通信指令センターの専従化を進めたいと考えている。

このように、213名の組織編制で、専門部隊の創設や、2部制の勤務体制、また毎日勤務者の効率的な配置、消火・救急隊を効果的に配置することで、消防活動を進めていきたい。

一方で資料6ページの下表にあるように、現在の各消防本部の毎日勤務者は合計で30名であるのに対し、令和9年4月1日の新組織の本部職員は18名である。また資料7ページの上表のように、他消防と比較し大幅に少なく配置しており、業務量の平準化の観点からも早期に見直すことが必要であると考えている。

以上のことから新組織として適正な人員算定をすると、5名程度増員し、218名は必要であると考えている。

加えて、次の議案になる採用計画で詳細は説明にはなるものの、退職者数については、資料7ページの下表のとおり、各年様々となっているが、令和17年度の11人がピークとなり、一度に11名を採用することは、採用者の確保や消防力の低下のおそれがあることから、職員定数としては、採用人数の調整を図るため、7人のクッション、ゆとりが必要と考える。したがって、218人にピーク時の調整人員である7名を加え、225名を職員定数といたしたいと考えている。

また、定年延長により、令和 17 年に 60 歳以上の職員が全体の約 2 割に達する見込みであり、加齢に伴う身体能力の低下や、災害現場で 2 次災害の危険性など消防力の低下が危惧される。このことに対応するためにも、退職者人数の前倒し採用は必要であると考えている。

次に、資料の 8 ページには、「消防力の整備指針」という、消防活動を確実に遂行するために必要な「人員」等の整備水準を示した国のガイドラインがある。この整備指針により 2 市 1 町を算定した場合、令和 4 年度の調査結果となるが、人員の平均充足率は 60.8%であり、全国平均の 79.5%に比べて低くなっている。

今後、広域化で本部機能の統合により再編成された人員を現場職員にまわすことで、充足率は 70.8%まで上がるが、100%や全国平均まで充足率をあげるためにはそれぞれ、301 名、239 名の職員が必要になる。

しかし本整備指針は、あくまで災害に対応するための望ましい水準を示したもので、定数化を前提とした人員や法的拘束力のある指標ではない。

また、広域化後の体制づくりは理想値ではなく、持続可能で実働できる定数にすべきであり、理想値をそのまま定数にすると、過大になるおそれがあるため、財政的にも人材的にも維持できず、逆に消防力を弱めてしまう可能性がある。

また、総務専門部会の中で、専門部隊の創設などによる 225 名は理解できるが、令和 17 年に 60 歳以上の職員が約 2 割になることや、育児休業・介護の対応、職員のワークライフバランス等を考えれば、充足率全国平均である 79.5%になるよう 239 名は必要ではないかという意見や、幹事会においては、広域化のメリットを生かすのであれば職員数は必要最低限の増員として急激な負担金の増加にならないようにとの意見もあった。

これらの意見を踏まえ、広域化後においては、消防力の強化のため、専門部隊の創設や退職者のピークを考慮した採用計画、急激な負担金の増加の防止等を考慮し、まずは、職員定数を 225 名としたいと考える。

具体的には、資料の 9 ページの表のように、縦軸は、各本部・署、新設部署で、横軸はアの広域化前の令和 8 年度と、イ 広域化時の令和 9 年 4 月、ウ 計画職員数を示しており、前述したものを表にしている。

アの広域前は総数 213 名、イの広域化時は同数で、その人員の配置案を表し、その右に局毎日勤務者の 5 名の増員を加えた、計画職員数 218 名としています。さらにその 218 名に採用者の平準化の 7 名を加え、定数を 225 名ということを示している。

資料の 10 ページには、増減の内訳を記載している。増員の要因としては、

消防局毎日勤務者の不足や特別救助隊、指揮隊等の配置等で、減員は3部制から2部制の移行や消防本部機能の統一等となっている。

また、広域化後早い時期に、広域化の効果・実績等を見定め、消防力の充実強化を着実に進めていくため、総合的な消防計画を定めてまいりたいと考えている。その計画の中で、人員の適正化計画を作成し、職員定数についても適時、見直しを図る。

以上のことから資料11ページのとおり、「2市1町消防本部管轄区域の人口、消防署所数、保有車両数等を基礎とし、国が示す「消防力の整備指針」に基づき必要職員数を算定した結果、広域再編後における必要職員数は301名となる。

一方、現行の2市1町消防本部の実員数は213名であり、国の基準を大きく下回っている状況にある。

広域再編により、災害発生時の初動体制は強化されることが見込まれるが、近年、激甚化する自然災害や、複雑・多様化する救急・救助事案等に対応するためには、指揮隊や特別救助隊等、高度な専門性を備えた部隊の創設が必要とされている。

また、職員の専門性を強化するための教育入校や他機関への派遣、育児休暇の取得によるワークライフバランスの確保、役職定年者の増加による職員の高齢化と現場活動への不安など、実働人員の低下を招く課題も多い。

これらの状況を踏まえ、広域化後の職員定数については225名を確保することとし、消防力の一層の強化を図るものである。

なお、今後の消防を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて定数の見直しを実施する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(4) 協議第16号「採用計画」について

今後の定年延長及び大量退職によって災害対応力（消防力）に支障がないよう職員採用計画を策定する。

次に、資料13ページの職員採用計画（案）のとおり、先を見据えた職員定数225名とした採用計画案となっており、令和17年の11名の退職者に備えた前倒し採用を行う必要がある。消防職員は採用後、4月から10月までの間、消防学校での教育が必要であり、実際に現場活動を実施できるまで約1年間が必要である。このようなことから大量退職による消防力の著しい低下を抑える採用計画を検討した。将来的に、人口減少に伴い救急件数が減少傾向となれば、定数の見直しを行うことも想定している。

採用計画は、採用人数が偏らないように調整することや、消防力の低下を招かないよう消防局、消防署所の組織、職員定数を勘案し、適宜見直すものとする。

以上のことから資料 12 ページのとおり、「今後の定年延長及び大量退職によって災害対応力（消防力）に支障をきたさぬよう職員採用計画を策定する。採用計画は、消防局・消防署所の組織、職員定数を勘案し適宜見直すものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(5) 協議第17号 職員配置について

指揮隊及び特別救助隊の運用方法については、専任制とし 24 時間運用とする。また、丸亀北消防署の出動件数が多いことから、署員の負担軽減を考慮して、指揮隊を情報指令課付けとする方向で検討しており、夜間の指令業務に指揮隊が入る予定である。

今後広域化までに、消防部会と連携しながら協議を重ね、広域化後も適正な配置となるよう定期的に職員配置を見直していく。

以上のことから資料 14 ページのとおり、「広域化後は、本部機能の統合により効率化された人員を現場部門へ再配置し、消防力の充実強化、消防活動全般の機動性向上及び各部隊の専任体制など消防業務の効率化を図る。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(6) 協議第18号「貸与物品等」について

昨年 8 月 18 日に行われた財政作業部会において、市町担当者の方にも更新にかかる費用について説明を行っている。その結果、被服の統一・更新にあたり、「現在使用しているもので使えそうなものはなるべく継続して使用して欲しい。」という回答をもらい、そのことを前提に被服の更新基準を協議してきた。

初めに、1 点目の「購入に係る費用及び数量」について説明する。

資料の 16 ページ防火衣について、防火衣とは火災など災害時に着用する炎や熱に対して高い防護性能を有する装備になる。防火衣は広域化後、5 年間で全職員を更新する計画であり、幹事会で承認されている。なお、この資料で記載されている人数及び価格は暫定的なものである。

まず現状としては、3 本部とも更新の時期は違うが、9 年又は 10 年を目安に防火衣の更新を実施している。防火衣には背中に各消防本部の名称が記載されており、その名称部分を中讃広域消防局とネームを貼り替えてそのまま使用する

る方法もありますが、クリーニング代を含め1着辺り63,800円と高額になるため貼り替えはせず、更新されるまでは、現状の消防本部名での防火衣を使用する。また、防火衣のガイドラインが2027年に更新予定であり、現状の防火衣では更新されたガイドラインには適合しない可能性がある。

以上の事から、防火衣については広域化後5年間で更新する予定で、令和12年度末までに全職員分が更新される予定となっている。表の丸亀市を例に挙げると、令和8年度の職員数を122名とし、各年度に現在貸与している防火衣の貸与期間を考慮し振り分けている。現在の見積額にて計算したところ、122着で合計2,684万円となる。なお善通寺市、多度津町は消防広域化に伴う特別交付税の財政措置を受けた場合の金額も資料に記載している。

続いて、資料18ページの右半分の表の防火帽について、防火帽は防火衣とセットで着用する。現状として、丸亀消防は階級で、多度津消防は隊長等の役職で防火帽の色分けをして運用しており、善通寺消防は全職員同じ色にて運用している。現行のままで運用開始すれば、命令権が混乱し現場活動に支障をきたす恐れがあるため、新しい防火帽を広域化時に貸与したいと考えている。案としては、色を現在の丸亀消防に統一し、丸亀消防は現行品をそのまま使用するものとなっている。その際、ネームシールを上から貼って本部名称を変更して、使用する。善通寺消防・多度津消防は、そのまま使用できる隊員に関してはネームシールにて対応し、色の変更を伴う隊員は新規購入するという案になっている。計算すると、丸亀消防は約26万円である。善通寺消防は約284万円であり、財政措置を受けた場合は約142万円である。多度津消防は約61万円であり、財政措置を受けた場合は約30万円となる。

次は、資料18ページの左半分の保安帽について、現状として各消防本部共に使用年数にばらつきがあるものの、耐用年数を越えて使用している。そのため広域化のタイミングにて全職員一斉更新が望ましいと考えている。資料の表において、丸亀を例に挙げると、全体の購入数は122個で合計127万4,900円となる。

次は、資料21ページのその他の物品について、内容としては、一覧表1行目のネクタイから始まり、ワッペンやアポロキャップ等の小物関係になる。この中で高額になってくるものは、中ほどの雨衣兼防寒衣になる。現在、防寒衣は3本部共に消防本部名がプリントされており、冬季に現場活動以外の場所で着用しています。また、雨衣は水防活動時に着用しており、3本部共に使用頻度が非常に少ないのが現状である。今回の広域化に伴い統一した物を導入したいと検討した結果、雨衣と防寒衣を兼ねた商品を全職員に貸与する案が出た。これまでデメリットであった雨衣の耐用年数の短さと価格の高さを考えた結果、

兼用でき、かつ耐用年数の長い商品に統一するという案で一覧表には入力している。

次に資料 22 ページの活動服・救急服・救助服について、令和 8 年度に各市町の議会において新組織である組合規約の承認を頂ければ、補正予算で「中讃広域消防局」の名称で活動服を 1 着貸与したいと考えている。そのために令和 8 年度当初予算での活動服購入は考えてはいない。また、令和 9 年度にて消防隊及び日勤に活動服を 1 着、救急隊に救急服 2 着・救助隊に救助服 2 着を貸与する形を考えている。各部隊に必要な被服を 2 着貸与することで、ネームの貼り替えは実施せず、ある程度被服の統一が図れるまでは旧型の被服を併用して着用しても良いと考えている。本来、活動服や救急服については貸与年数が 2 年であるため、令和 7 年度に貸与した被服も令和 9 年度には更新する必要がある。令和 9 年度における救急服、救助服の人数欄は、辞令に応じて貸与する人数が変わってくるため現時点では、空欄としている。なお、資料の 24 ページ、25 ページは善通寺市及び多度津町の活動服、救急服、救助服の貸与計画となる。

次は 2 点目、資料 26～28 ページの「年度別 購入計画」について、令和 8 年度、9 年度で購入する項目及び数量を記載してある。基本的に 3 本部とも内容は同じとなっているため、詳細の読み上げについては省略する。

最後は 3 点目、資料 29 ページの「更新計画」になる。広域化に伴う各物品の更新内容について詳細を記載している。基本的に現在 3 本部共に継続して使用できるものについては、可能な限り使用することとし、詳細の読み上げについては省略する。

以上のことから資料 15 ページのとおり、「貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用することとし、順次統一を図る。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(7) 協議第19号「消防協力団体との連携」について、

まず、消防協力団体とは、地域の防火・防災体制を強化するために消防活動を支援・協力する企業や団体のことです。協力団体には 2 市 1 町とも女性防火クラブがあり、加えて多度津町には多度津少年消防クラブ、善通寺市には善通寺市少年消防クラブ及び善通寺市危険物安全協会がある。

この消防協力団体との連携について、広域消防運営計画に掲載する文章としては、「各市町女性防火クラブの事務局は予防課とし、運営は各署所で行うものとする。なお善通寺市少年消防クラブ及び善通寺市危険物安全協会の事業は

善通寺消防署にて行うものとし、多度津少年消防クラブの事業は多度津消防署で行うものとする。」という案を提案する。なお、この案に対する幹事会での意見として、「1点目は、予防課は事務局として予算以外でどう関わっていくのか。2点目は、組織の効率化・スリム化の点で、人事担当課と話はできているのか。」という2点があった。事務局としては、1点目について、「女性防火クラブについては、各市町で構成されており、活動内容にも違いがあるため、予防課で一元化することは困難である。そのため、香川県からの各種案内や回答などの業務を予防課が行うこととし、各クラブの運用は各市町との結びつきが強い消防署で行うこととしている。」と回答した。2点目は、「人事担当課が協議の主体となっている総務部会で広域化後の人員配置が協議されているが、現状の予防課の職員数より減数する案で進んでいる。消防署員及び本部職員の適正配置と職務分担の明確化による加重負担の分散が図れるため、業務量の平準化が行えると考えている。」と回答した。

以上のことから資料30ページのとおり、「各市町女性防火クラブの事務局は予防課とし、運営は各署所で行うものとする。なお善通寺市少年消防クラブ及び善通寺市危険物安全協会の事業は善通寺消防署にて行うものとし、多度津少年消防クラブの事業は多度津消防署で行うものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(8) 協議第20号「消防同意」について

まず、消防同意とは、建物を建てる際（建築確認申請時）に、消防機関がその計画が消防法などの火災予防ルールに適合しているかを確認し、「問題ない」と同意することである。

資料37ページのとおり、「消防同意事務については、局予防課で処理し、消防同意後の着工、設置、検査等については各署所で実施する。なお消防同意の審査基準等も新たに制定する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(9) 協議第21号「立入検査」について

まず、立入検査とは、消防署員が飲食店、病院、マンションなどに立ち入り、消防法に基づいて防火設備や避難経路が基準とおりに維持されているかを確認する予防査察である。

資料38ページのとおり、「立入検査について、防火対象物に関しては各署所で行い、危険物施設に関しては、局予防課で実施するものとする。また新た

に査察規程等を制定する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(10) 協議第 22 号「査察違反処理」について

まず、査察違反処理とは、消防機関が建物を査察して見つかった消防法違反に対し、所有者・管理者へ是正を指導・命令し、従わなければ罰則を適用する一連の手続きである。

資料 39 ページのとおり、「違反処理について、警告、勧告までは、各署所で実施し、命令、告発に移行するものについては、局予防課及び各署所で連携を取り合い、局予防課で実施する。また新たに違反処理規程等を制定する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(11) 協議第 23 号「危険物規制等」について

まず、危険物規制等については、火災の発生や延焼拡大の危険性が高く、消火活動が困難な一定の物質（危険物）について、その貯蔵、取扱い、運搬、及び施設に技術上の基準を設け、規制する制度である。

資料 40 ページのとおり、「政令物件の製造所、貯蔵所、取扱所に関しては、局予防課で審査、許可、検査、立入検査を実施し、条例規制に関する少量危険物、指定可燃物及び保安 3 法（火薬、高圧ガス、液化石油ガス）に関しては、各署所で検査、指導等を行うものとします。また新たに危険物審査基準、火災予防条例指導指針等を制定する。なお、危険物に関する手数料については、広域化協議会の財政部会と調整、協議していく。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(12) 協議第 24 号「火災原因調査」について

まず、火災原因調査については、火災がどのようなものであったか、いかにして発生して拡大し、どの程度の損害を発生させたかを、明らかにするものである。具体的には、発火源、経過、着火物、出火箇所によって表される火災の原因、火災による損害を増大させた要因、死傷者の発生原因など、幅広い調査が必要となる。

資料 41 ページのとおり、「火災原因調査は、各署所で実施し、火災証明も各署所で発行するものとする。なお、国への即報基準に該当する又は該当するおそれのある火災等については、局予防課も出動し、調査支援を行うものとする。また新たに火災原因調査規程等を制定する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(13) 協議第 25 号「予防啓発事業」について

予防啓発事業については、火災やその他の災害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えることを目的として、地域住民や事業所の防火・防災意識の向上を図るための活動である。

幹事会に提出した案は、「予防啓発事業に関しては、広域化後も実施し、局予防課において方針を定め、各署所で実施するものとする。広域化後、給付事業に関しては実施しないが、住宅用火災警報器の設置率等の動向を考慮し、検討していく。」であったが、幹事会委員 10 名中、9 名が承認し、1 名の委員より、一部修正の意見があった。その意見は、「住宅用火災警報器の給付事業について、「実施しない」とする理由が説明できるか。そこが難しいなら、「実施しない」と明記せずに、「設置率等の動向を踏まえ広域後あらためて検討する方が良いのではないか。」というものであった。また、「給付事業は、各市町が地域の実情に応じて対応するものとする。」という意見もあった。

その意見に対して、「善通寺市・多度津町については設置率の向上に伴い給付事業は実施していない。丸亀市においては、当初 10 年の計画で令和 4 年度から給付事業が始まった。令和 6 年度及び 7 年度の 2 か年で重点的に取り組んだ結果、目標としていた全国平均を上回るなど、目標を達成することができ、広域化後は実施しないとした。しかしながら、今後継続して設置率が高水準を維持するかは不透明であることから、広域化後も設置率の推移を注視しながら構成市町と検討していきたい。」と回答した。

以上のことから資料 42 ページのとおり、「予防啓発事業に関しては、広域化後も実施し、局予防課において方針を定め、各署所で実施するものとする。給付事業に関しては、住宅用火災警報器の設置率等の動向を踏まえ広域後あらためて検討する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

7 その他

(1) 説明 「給与 WG における途中報告」について

7 月 24 日開催の第 1 回幹事会にて WG 設置の承認をもらい、各市町及び中讃広域から担当職員 15 名にて 8 月に第 1 回目を開催し、現在までに 4 回の協議を実施している。その中で、消防広域化先進地の事例検証、組織規模によ

る適用俸給表の調査、各市町の状況などを共有してきた。それ以外にも、3消防本部のWG担当者は随時会議を重ねて協議を継続している状況である。

現在WGとして、協議を継続中であり、あくまでも途中段階であり、専門部会や幹事会への提案前のため、限定的な回答になる。

まず、給与WGの設立した目的は、各自治体で異なる給与制度を統一することである。現在2市1町の消防本部はそれぞれ市町の給与表に基づき運用しており6級、7級、8級制の異なる行政職給与表を使用している。広域化による組織内の処遇の公平性を確保するためにも、同じ職務、同じ責任を負う職員の給料の級が異なる状態を解消することが重要であると考えている。

次に、広域化によって職員の不利益になるような給与制度の変更は極力さげたい。また、人事管理の観点からも統一的な人事評価・昇給基準の確立が可能であり、複数の給与体系を管理する事務的負担軽減とコストの削減に繋がる。

以上のことから、各団体から様々な意見もあったが、消防職員数が最も多い丸亀市消防本部の8級制の行政職給与表に統一することが最も課題が少ないのではないかと考えている。一方で、給与制度を統一することで負担金がどのように変わってくるかをWGでは現在、市町担当職員の協力を頂きながら様々なシミュレーションを作成中である。

上記の内容を事務局から説明を行った。

(2) 「協議会の書面決議」について

「消防広域化協議会の書面決議についてお伺いします。協議会規約の中に記載されている内容になります。令和9年4月の広域化を進めている中で、各専門部会、幹事会、協議会の委員の方が業務多忙のため、日程調整に苦慮している状況であります。このため協議事項にもよりますが、各首長様への説明は十分した上で、協議会でも書面決議を取り入れてもよろしいでしょうか。」という説明が氏家幹事長からあり、「書面決議」が承認された。

(3) 石川香川県危機管理総局長より

「はじめの広域化スケジュールのご説明がありました、県へ協議会の廃止届を提出することを追加したという項目は、県として直接関わらせていただく手続きでもあります。県としては、この協議会の進捗に関心を持ち、協力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。」

(4) 井上中讃広域事務組合事務局長より

「中讃広域行政事務組合としましては、令和9年4月1日から、こちらに消防業務が加わることを前提に、協議事項について協力していきたいと思っ

おりますので、よろしく願いいたします。」

7 閉会

上記会議録が正確であることを証明する。

会議録署名委員

松永恭二

会議録署名委員

辻村 修

会議録署名委員

丸尾 章雄

